

令和4年度 第2回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和4年度第2回仁淀川町農業委員会定例総会を令和4年7月26日仁淀川町交流センター3階大会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 11名

農地利用最適化委員 7名 現委員 5名

2. 出席委員 11名

欠席委員 3名

農地利用最適化委員 5名

欠席委員 2名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第4号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第5号…農地法第5条の規定による許可申請の審議について

その他

開会

午前9時30分

事務局(●●) 令和4年度第2回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員会出席数は16名、内農業委員の出席数は11名で在任委員は14名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員(7番 ●●委員 8番 ●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第1号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1)

○受付第11号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、岡山県倉敷市●● ●●番地●●の●● ●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●番地●●の●● ●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番●	面積 1,657 m ²
●●字●● ●●番●	面積 770 m ²
●●字●● ●●番	面積 1,131 m ²
●●字●● ●●番	面積 251 m ²
●●字●● ●●番●	面積 75 m ²
●●字●● ●●番●	面積 24 m ²
●●字●● ●●番	面積 685 m ²
●●字●● ●●番●	面積 424 m ²
●●字●● ●●番●	面積 100 m ²
●●字●● ●●番●	面積 404 m ²
●●字●● ●●番●	面積 31 m ²

合計面積 5,552 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7月6日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第12号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、長野県安曇野市●● ●●番地の●● ●●さん、●●歳、●●	
譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●●の●● ●●さん、●●歳、●●兼農業	
土地の所在は、●●字●● ●●番●	面積 157 m ²
●●字●● ●●番●	面積 84 m ²
●●字●● ●●番●	面積 312 m ²
●●字●● ●●番●	面積 93 m ²

合計面積 646 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農地推進委員 ●●委員〕

7月14日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作を確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●● ●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第13号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は3名おり、共有の持ち分になっています。

茨城県稲敷郡阿見町●● ●●番地●●の●● ●●さん、●●歳、●●

大阪府吹田市●● ●●番●●号の●● ●●さん、●●歳、●●

千葉県八街市●● ●●番地●●の●● ●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●●の●● ●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番●● 面積 200 m²

合計面積 200 m²、地目は台帳・現況ともに畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農地推進委員 ●●委員〕

7月1日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作を確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●● ●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 14 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地●●の●● ●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●●の●● ●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番●● 面積 111 m²

合計面積 111 m²、地目は台帳・現況ともに畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農地推進委員 ●●委員〕

7 月 1 5 日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●● ●●さんは、取得後において農地の合計面積が 1 0 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 15 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●番地の●● ●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●● ●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 550 m²

●●字●● ●●番●● 面積 29 m²

●●字●● ●●番●● 面積 55 m²

●●字●● ●●番 面積 911 m²

●●字●● ●●番 面積 43 m²

合計面積 1,588 m²、地目は台帳・現況ともに畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農地推進委員 ●●委員〕

担当の農業委員が利害関係者の為、別の委員が対応

7 月 1 6 日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●● ●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第16号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●番地● ●●● ●●号の●● ●●さん、●●歳、●●
 譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●● ●●さん、●●歳、●●兼農業
 土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 246 m²
 ●●字●● ●●番● 面積 66 m²

合計面積 312 m²、地目は台帳・現況ともに畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農地推進委員 ●●委員〕

7月19日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●● ●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第17号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地● ●● ●●号の●● ●●さん、●●歳、農業
 譲受人は、高岡郡佐川町●● ●●番地の●● ●●さん、●●歳、●●兼農業
 土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 913 m²

●●字●●	●●番	面積 87 m ²
●●字●●	●●番●	面積 239 m ²
●●字●●	●●番●	面積 97 m ²
●●字●●	●●番●	面積 166 m ²
●●字●●	●●番●	面積 38 m ²
●●字●●	●●番●	面積 382 m ²
●●字●●	●●番●	面積 778 m ²

合計面積 2,700 m²、地目は台帳・現況ともに畑になっております。
譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農地推進委員 ●●委員〕

7月12日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●● ●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第5号

（農地法第5条の規定による許可申請書審議について）

○受付第1号（農地転用）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●● ●●さん

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地 ●●号の●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 218 m²

合計面積 218 m²、地目は台帳・現況ともに畑になっております。
転用理由は自己住宅の建築の為となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を7月12日に事務局●●の2名で実施しました。

まず事業実施の確実性については

1. 譲受人の●● ●●さんは、資力及び信用があることを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後速やかに実施されることを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。

次に被害防除について

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、現状のまま利用となっており問題ないと思われれます。
2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。

この件については、全員賛成となり許可と決定する。

その他

・農地調査のタブレット端末の件について

以上で令和4年度第2回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時00分

上記の会議の次第は、事務局職員●● ●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員 ●● ●●

署名委員 ●● ●●